

第4章 都市基盤・交通の分野

人と環境に配慮した質の高い基盤をつくる

ユニバーサルデザイン*の考え方に基づいた都市基盤整備を進めるとともに、秩序ある土地利用を図ります。

地域の均衡ある発展のため、既成市街地*の再生に取り組み、都市機能の集積・再配置を図るとともに、良好な市街地の形成を進めます。また、公園や街路樹など市街地の緑を創出し、潤いのある都市空間の形成を図ります。

広域交通の骨格となる道路整備を促進するとともに、市内各地区の連携を図る幹線道路の体系的な整備を進め、円滑な都市活動を確保します。また、安全で快適な生活道路や歩行者空間の整備を進めます。

鉄道やバスなどの公共交通網の充実による利便性向上、自転車利用の促進など、交通需要に応じた総合交通体系の確立を図ります。また、より環境への負荷が少ない新しい公共交通システムの導入に取り組みます。

高度情報化に対応した情報通信基盤の整備を促進し、これらを活用できるよう環境の整備を図ります。

(基本構想「4 施策展開の方向」より)

■ 施策体系

第1節 良好な市街地の整備

- (1) 三つの基本を踏まえた都市づくり
- (2) 魅力ある都心・副都心の形成
- (3) 秩序ある市街地の形成

第2節 総合交通体系の確立

- (1) 交通ネットワークの整備方針の確立
- (2) 幹線道路の整備
- (3) 生活道路の整備
- (4) 公共交通網の充実
- (5) 新たな交通施策の推進

第3節 市街地内の緑の空間づくり

- (1) 緑化の推進
- (2) 公園・緑地の整備

第4節 高度情報化社会に対応した基盤の整備

- (1) 情報教育・情報学習の充実
- (2) IT活用の支援
- (3) 電子市役所の構築

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

第1節 良好な市街地の整備

現況と課題

- これからの市街地整備には、人と環境に配慮した質の高い市街地の形成という視点が基本であり、そのために、だれもが住みやすく、すべての人にやさしい「ユニバーサルデザイン*の都市づくり」、環境への負荷の軽減に配慮した「環境共生の都市づくり」を重視する必要があります。また、その際には市民の主体的な活動が不可欠であり、市民の主体的な活動を支援するとともに、市民の発意を具体的に実現していくための制度や仕組みづくりに取り組み、市民との協働を基調とする「多様な主体の参加による都市づくり」を進めることも重要です。
- 都市の機能性を高め、一人ひとりの市民の生活を豊かにするためには、それぞれ個性的な役割を持った拠点を適切に配置して、都心、副都心などの位置付けを明確にしながら計画的な基盤整備を進め、快適な都市空間の創出、多様な都市機能の誘導を図ることが求められます。この中で、都心には世界と結んで新しい産業や豊かな文化を育み、本市の自立的な発展を牽引する役割が求められています。その実現に向けて質の高い都市基盤を整備するとともに、中枢的な行政機能や業務機能、広域的な商業機能、文化機能、交流機能などの高次都市機能の集積を進め、多様な都市活動の場、国内外との交流の場ともなる魅力的な都市空間づくりに取り組んでいく必要があります。
- 本市では、道路や公共下水道などの都市基盤整備が立ち遅れている面があり、市街地には居住環境の良好な地区もありますが、敷地の細分化やミニ開発などによって都市基盤が十分に整備されないまま市街地の拡大が進み、機能性や安全性などに問題を抱えた地区もあります。このため、地区の特性を考慮しながら土地の有効利用、都市機能の更新・再生、防災機能の向上など、市民生活の向上に向けて早急に取り組みを進めるとともに、良好な居住環境を維持することが必要です。
- 本市では今後も人口の増加が見込まれていますが、将来の人口減少型社会への転換も視野に入れ、大宮西部地区や美園地区など鉄道駅の周辺や地下鉄7号線の延伸に伴って、新しい市街地形成を進める場合には、環境との共生を図りながら、質の高い宅地を計画的に供給していくことが必要です。また、市街化調整区域では優良農地の保全に努めつつ、田園環境や自然環境との調和した土地利用の維持を図ることが求められます。

施策体系

良好な市街地の整備

- (1) 三つの基本を踏まえた都市づくり
- (2) 魅力ある都心・副都心の形成
- (3) 秩序ある市街地の形成

施策展開

(1) 三つの基本を踏まえた都市づくり

① ユニバーサルデザインの都市づくり

- 標識や案内などのサイン類、施設・設備など様々な面で、だれもが利用しやすいユニバーサルデザイン*による都市づくりを進めます。また、公共施設や交通ターミナル、道路などにおけるバリアフリー*化を推進するとともに、民間施設や個人住宅などのバリアフリー化を促進します。

② 環境共生の都市づくり

- 潤いとゆとりをもたらす水と緑の空間やオープンスペースの確保、通過交通の抑制などにも配慮した市街地の整備、都心部や既成市街地*の再生に重点をおいた環境共生の都市づくりを進めます。

③ 多様な主体の参加による都市づくり

- まちづくり専門家の派遣や情報提供など、市民の主体的な活動の支援に努めます。
- 市民の主体的な活動を受けて適切な規制・誘導を進めるために、地区計画制度*やまちづくり協定*などの活用や仕組みづくりに取り組みます。
- 市街地の整備・再生に向けて、民間事業者などとの積極的な連携を図るとともに、その適切な誘導・支援に努めます。

(2) 魅力ある都心・副都心の形成

① 都市基盤の整備

- 都市機能の再生と土地利用の高度化に向けた都市基盤整備を進める大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区、浦和駅周辺地区において、市街地再開発事業*や土地区画整理事業*などを推進します。また、浦和駅周辺地区では市街地再開発事業にあわせて鉄道高架化を進めます。
- 日進・宮原地区、武蔵浦和地区、美園地区、岩槻駅周辺地区では市街地再開発事業や土地区画整理事業などを推進し、副都心にふさわしい都市基盤整備を進めます。

② 快適な空間の創出と都市機能の集積

- 大宮駅周辺地区では高度な商業・業務機能や交流機能などの集積を図るとともに、道路空間の整備とそのネットワーク化により、交通環境を改善しながら緑やオープンスペースを確保し、回遊性の高いにぎわい空間の創出を図ります。また、さいたま新都心周辺地区では広域行政機能を生かしつつ、業務機能や交流機能などの集積によって、首都機能の一翼を担い、首都圏、全国、また世界から人々が訪れる情報交流拠点の形成を図るとともに、質の高いアーバンデザイン*の具現化を進めます。あわせて、駐車場・自転車駐車場の計画的な配置に努めます。
- 大宮駅周辺地区とさいたま新都心周辺地区とは、都市機能の連携や都市空間の融合により、一体的な都心としての形成を図ります。その一環として、歩行者系のネットワークを含めて、さいたま新都心周辺地区と大宮駅周辺地区との連携を図る道路ネットワークの形成を進めます。また、さいたま新都心周辺地区と大宮駅周辺地区とを結び、氷川参道、大宮公園、盆栽村を経て、見沼田圃に至る緑の回廊を形成します。
- 浦和駅周辺地区では、多彩な商業機能や文化機能などの誘導に努めるとともに、快適な歩行者空間や緑の空間、ふれあいの場として楽しく時間を過ごせる交流空間の創出により、都心として

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

の魅力の向上を図ります。

- 日進・宮原地区及び武蔵浦和地区では、行政機能のほかに商業・業務機能や文化機能の集積を進め、副都心にふさわしい快適な空間づくりを進めます。
- 美園地区については商業・業務機能、スポーツ・健康機能や文教・研究機能を誘導しながら、水と緑の空間づくりや埼玉スタジアム2002を象徴とするまちづくりを進めます。
- 岩槻駅周辺地区では、城下町に由来する歴史・文化や人形づくりの伝統を生かしながら、自然環境との調和を図りつつ文化・交流機能の充実を図り、観光振興など特色あるまちづくりを進めます。

③ 新しい産業育成と連携した都市整備の推進

- 都心・副都心地区における都市基盤の整備を推進するとともに、新しい生活産業の起業・創業や第二創業*に対する支援強化に向けた拠点づくりに努めます。あわせて、拠点の有効活用のため、産学官連携*の仕組みづくり、異業種・年代間の人材交流の活性化など、人や情報のネットワークづくりに取り組みます。

④ 都心居住の促進

- 環境への負荷の低減と都市運営コストの縮減を図るため、住宅供給を含む土地区画整理事業*や市街地再開発事業*の推進、優良な民間住宅の供給や公団住宅の建て替えの促進などにより、周辺環境との調和にも配慮して、利便性の高い良質な居住空間の創出を図り、都心居住を促進します。

(3) 秩序ある市街地の形成

① 地域拠点の形成

- 日常生活の利便性の向上や市民活動の活性化に向けて、主な鉄道駅周辺や区役所周辺などを地域拠点とし、地域の特性を生かした文化機能や交流機能、コミュニティビジネス*や新しい生活産業を含む商業・サービス機能、また行政サービス機能などの充実を図ります。

② 既成市街地の整備・再生

- 都市基盤の整備状況や土地利用の状況を考慮して、駅周辺地区などにおいて駅前広場などの整備や市街地再開発事業などに取り組み、土地の高度利用と都市機能の更新・再生を進めるとともに、都市の安全性や都市景観の向上などを含めて、市街地環境の改善を図ります。
- にぎわいを創出するため、地域に密着した商業機能の向上に向けて、基盤整備と一体的な取り組みを進めます。
- 良好な居住環境が形成されている市街地については、地区計画制度*やまちづくり協定*などを活用し、市民の主体的な活動を基本とした都市の実現を図ります。
- 木造住宅の密集する地区については、防災性の向上を基本として可能な区域から整備に取り組んでいきます。

③ 市街地の計画的な整備

- 適切な土地利用規制と開発許可制度の運用により、無秩序な開発の抑制に努めます。
- 都市基盤の未整備な地区では、地域住民の理解と協力を得て土地区画整理事業などによる計画的な市街地形成に努め、地区計画制度などの活用を図りながら自然環境との共生を目指した質の高い住宅地の形成を進めます。

第2節 総合交通体系の確立

現況と課題

- 鉄道網については、本市は新幹線5路線を含む鉄道結節点の大宮駅を有して広域的な要衝となっており、また、首都圏内においても交通利便性は極めて高く、これらは本市の拠点性の向上に大きく寄与しています。しかし、都内への通勤・通学に利用されている鉄道路線は、朝・夕を中心に常に混雑しています。
- 道路網については、広域的な幹線道路として自動車専用道路を含む複数の路線がありますが、東京につながる南北方向に比べて東西方向の道路は十分とはいえません。また、市内の都市計画道路の整備率は約40%（平成16年4月現在）で県平均の約48%よりも低く、幹線道路網の整備は遅れています。こうした状況に加え、鉄道による道路交通の分断や駐車場の不足もあって、市内各所で慢性的な交通渋滞が発生しており、路線バスの定時性確保も難しくなっています。
- 本市の道路交通網は、都市活動の規模に比べて整備が遅れており、交通混雑が大きな問題となっています。さらに、今後も人口の増加、都市活動の拡大が見込まれることから、交通需要の増大による交通混雑の激化が予想されます。このため、首都圏の北の玄関口としての機能分担を担いつつ、都市の活力と魅力を生み出すよう、南北方向の中央都市軸の機能性の向上と東西方向の交流・連携軸の形成を目指し、広域交通ネットワークも視野に入れながら道路・交通ネットワークの整備方針を確立し、早急に整備を進める必要があります。
- 道路の整備に当たっては、広域幹線道路・都市内幹線道路の機能分担を図りながら、道路網の体系的な整備を効率的、効果的に進めていく必要があります。これらの整備には多くの費用と長い期間を要するため、交差点改良など既存の幹線道路の改善を図るとともに、整備の優先順位を定めて進めることが求められます。同時に、市民の日常生活に密着した生活道路は、防災性の向上や快適な居住環境の形成の観点からも重要性が増しており、一層の整備、改善が必要です。また、道路の整備に当たっては高齢者や障害者、歩行者、自転車など、だれもが安全で快適に利用できるゆとりある道路空間づくりが重要です。
- 公共交通網の整備としては、都市活動や市民の交流を支える交通ネットワークという観点も含め、鉄道の輸送力の向上、バスの走行環境の改善などが求められます。あわせて、だれもが自立した日常生活、社会生活を営むことができる社会の形成に向けて、公共交通網を中心とする交通利便性の向上のため、駅前広場などの交通ターミナルの充実とバリアフリー*化、駐車場・自転車駐車場などの整備が必要です。
- 交通需要の増加に道路整備のみで対応し、渋滞を緩和するには限界があります。また、交通量の増加に伴って環境問題やエネルギー問題、交通事故などの社会的な問題も生じています。このため、安全で円滑な交通環境の実現に向けて、交通手段の変更や自動車の効率的な利用などに向けた交通需要マネジメント*施策の推進、さらには環境にやさしい自転車利用の促進も重要です。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第4部

施策体系

総合交通体系の確立

(1) 交通ネットワークの整備方針の確立

(2) 幹線道路の整備

(3) 生活道路の整備

(4) 公共交通網の充実

(5) 新たな交通施策の推進

施策展開

(1) 交通ネットワークの整備方針の確立

- 交通需要マネジメント*の視点を重視しながら、道路網の体系的な整備と公共交通機関の充実の指針となる総合交通体系の確立を進めます。
- 新しい公共交通システムの導入の可能性について、LRT*などを含めて検討を進めます。

(2) 幹線道路の整備

① 道路網の計画的な整備

- 広域交通の骨格となる道路として、高速埼玉東西連絡道路及び高速埼玉中央道路の整備を促進するとともに、首都圏の業務核都市を環状方向に結ぶ核都市広域幹線道路構想の検討を進めます。
- 近隣都市を結ぶ広域幹線道路や都市内幹線道路を効果的に配置するとともに、広域的なネットワーク形成の視点、市内各地区の連携の視点、中心市街地エリアの連携と機能性の向上の視点などから、都市計画道路の整備の優先順位を明確にして、その計画的な整備を推進します。あわせて、新しい公共交通システムの導入も視野に入れた空間確保の方策について検討を進めます。
- 右折帯の設置など、交通渋滞の要因となっている交差点の改良を進めます。
- 鉄道事業者との連携により、交通渋滞の要因となっている踏切の立体交差化、幅員の狭い踏切の拡幅などを計画的に進めます。

② 道路環境の向上

- 広域幹線道路や鉄道駅、公共的な施設周辺などにおいては、高齢者や障害者など、だれもが安心して通行できるように歩道の設置を進めるとともに、歩道の段差の解消、視聴覚障害者誘導ブロックの設置など道路のバリアフリー*化を推進します。
- 道路や地域の特性に応じた道路の緑化、電線類の地中化など、ゆとりと潤いのある道路環境づくりを進めます。

(3) 生活道路の整備

- 生活道路は市民生活に最も身近な道路で、歩行者空間、コミュニティ空間、防災空間などの様々な役割を担っており、その計画的な整備を進めます。
- 4mに満たない幅員の狭小な道路については、地域住民と協力しながら、長期的な観点から改善を進めます。
- 住宅地区内で通過車両の少ない道路については、周囲の状況を考慮しながら、自動車の走行を制限するコミュニティ道路や歩車共存道路としての整備を進めます。

(4) 公共交通網の充実

① 鉄道輸送サービスの充実

- 川越線の日進・指扇駅間をはじめとして新駅の設置を促進します。
- 埼玉高速鉄道(地下鉄7号線)の延伸を促進します。
- 市内の鉄道網の一層の充実・強化を促進します。また、地下鉄6号線の延伸構想の具体化など、鉄道輸送力の増強や利便性の向上を促進します。

② バス輸送サービスの充実

- コミュニティバスの導入などバス路線の充実を図り、区役所などの公共施設や鉄道駅へのアクセスの確保に努めます。また、駅前広場や幹線道路の整備にあわせて、バス路線網の再編・整備を図ります。
- 公共車両優先システムの導入など、バスの定時性の向上に取り組みます。
- バリアフリー*の観点から低床バスの導入、環境保全の観点から低公害型バスの導入を進めます。

③ 交通機関の乗り継ぎの利便性向上

- 駅前広場やバスターミナルの整備に努めるとともに、鉄道駅におけるエレベータの設置や道路から駅前広場・駅舎への連続した移動経路の整備、段差の解消など、交通ターミナルにおけるバリアフリー化を推進します。

④ 駐車場・自転車駐車場の整備

- 民間との役割分担を図りながら、駐車場・自転車駐車場の整備を進めます。
- 都心地区などにおける駐車場案内システムの効果的な運用に努めるとともに、民間駐車場の有効活用などを図ります。
- パークアンドライド*の促進のため、郊外の鉄道駅などにおける大型駐車場の整備を検討します。

(5) 新たな交通施策の推進

① 交通需要マネジメントの推進

- 通勤・通学の交通需要のピークの平準化、慢性的な交通渋滞の解消などによる環境問題への対応、自動車交通から公共交通機関への転換の促進など、市民や事業者と連携して社会実験などにも取り組みながら交通需要マネジメント*を推進します。

② 環境にやさしい自転車の利用環境の整備

- 道路幅員や自動車交通量の状況を考慮しながら、自転車の走行空間の確保に努めます。
- 都市型レンタサイクル*の導入について検討を進めます。
- 自転車利用のルールを守るよう啓発するとともに、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去により歩行者空間の確保に努めます。

■ 将来道路網



凡例

- 広域的な移動に資する自転車専用道路
- 広域的な移動に資する一般道路
- 都心間の連携強化に資する一般道路
- 地域間の連携強化に資する一般道路

第3節 市街地内の緑の空間づくり

現況と課題

- 市街地における公園や緑地などの緑の空間は、市民の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるだけでなく、避難地・避難路などの防災機能、市街地の景観形成機能、自然環境の保全機能などの重要な役割も担っています。本市は、首都圏内の都市としては緑に恵まれていて、既成市街地*には氷川の杜のようなまとまった緑の空間もありますが、全体的に緑の減少が進んでいるのが実情です。そのため、市街地における公共空間の緑化に努めるとともに、市民の主体的な活動との連携を図りながら、積極的に緑を創り育て、都市の緑化を進めることが必要です。
- また、地域の特性を生かしながら、住民に身近な最寄りの公園や多くの市民が集う大規模な公園など、市街地における公園・緑地の体系的な整備も求められます。

市街地内の緑の空間づくり

(1) 緑化の推進

(2) 公園・緑地の整備

施策展開

(1) 緑化の推進

① 公共空間の緑化

- 市民の日常活動の拠点となる駅周辺では、駅前広場の緑化を推進するとともに、さらに、周辺地区への拡大を図ります。
- 区役所や学校をはじめとする公共施設は、街の環境や景観の向上に資するよう、緑化を推進します。
- 道路や河川の緑化を推進するとともに、市民との協働により適切な管理に努めます。
- 道路、公園などにある未利用地を積極的に活用して、市民との協働による緑化を進めます。

② 民有地の緑化

- 緑地協定*や地区計画制度*などを活用しながら、市民の自主的な活動を支援して住宅地の緑化を促進します。
- 土地区画整理事業*、市街地再開発事業*や総合設計制度*を活用して、緑地空間を形成していきます。
- 生産緑地*地区については、市街地における貴重な緑の空間として維持に努めます。
- 防災機能や景観形成機能、ヒートアイランド現象*の緩和機能など、市街地における緑の公益的な機能の拡大を図るよう、ビルなどの屋上緑化や壁面緑化を促進します。

③ 緑化重点地区の指定

- 都心や地域の拠点など、まちの顔となる地区や土地区画整理事業などにより新しいまちづくりが進む地区などを緑の基本計画にあわせて緑化重点地区として指定し、緑化を効果的に進めます。

④ 市民活動の支援

- 市民団体や地域住民、学校などによる緑化活動や花いっぱいコンクールなど、自主的な取り組みの支援に努めます。

(2) 公園・緑地の整備

- 良好な生活環境の創出、市民が集い交流する場の提供、災害発生時の避難場所の確保など、公園の持つ様々な機能を考慮し、市民ニーズにこたえられる多様な公園の整備を推進します。
- 土地区画整理事業*や市街地再開発事業*など、地域の状況に応じた手法により、地域住民に身近な公園の整備を推進します。整備に当たっては、市民との協働を基本にするとともに、市民による公園管理を働きかけます。
- 憩いや休息の場、文化・スポーツ・レクリエーション活動の場などとして、多くの市民が利用できる都市基幹公園*などの整備を進めます。
- 雑木林や水辺、緑地などの自然を保全・活用した公園など、周辺環境や利用状況に応じた多様な整備を進めます。
- 既存の公園などについて、潤いのある空間としてより親しめるよう、地域の特性を生かしながらリフレッシュ整備を推進します。



大崎公園

第4節 高度情報化社会に対応した基盤の整備

現況と課題

- IT* (情報通信技術) の飛躍的な発展によって、時間や空間の制約を超えたコミュニケーションが現実になりつつあり、産業・経済活動のあり方だけでなく社会全体の様々な仕組みが変革され、新しい可能性が開かれつつあります。
- 高度情報社会ではITを使いこなせない場合、デジタルデバイド*と呼ばれる生活の質の大きな格差を生じさせる可能性があり、すべての市民がITを活用できるよう情報教育・情報学習の充実をはじめとする環境整備を進めることが重要です。また、ITを活用できる都市づくりを進めるため、民間事業者による情報通信ネットワークの整備を促進する必要があります。
- ネットワークの特性を生かした地域社会を構築し、市民生活において広範にITを活用していくためには、地域住民や企業などによる積極的な取り組みが求められ、地域住民や中小企業などへの支援が必要です。
- 行政においては電子市役所*の構築を進め、個人情報の保護をはじめとして情報セキュリティの確保に万全を期したうえで、市民との情報共有、行政サービスの提供、事務事業の効率化や質の向上など、行政運営の全般にわたってITを活用していくことが求められます。

施策体系

高度情報化社会に対応した基盤の整備

(1) 情報教育・情報学習の充実

(2) IT活用の支援

(3) 電子市役所の構築

施策展開

(1) 情報教育・情報学習の充実

- 学校教育に積極的にITを活用して、子ども達が必要な情報を取捨選択できるとともに、自ら情報発信もできるよう、情報活用能力を育成していきます。
- 高齢者や障害者を含め、すべての市民が情報活用能力を向上させるとともに、情報機器を活用していけるよう、情報学習の機会の充実や公共施設への情報端末の設置などを進めます。
- 地域住民のIT活用を支援する「地域ITリーダー」の育成、学校教員の研修の充実など、IT学習の指導者の育成に努めます。

(2) IT活用の支援

① 地域住民のIT活用の支援

- 市のホームページエリアを活用して、自治会などの地域コミュニティや様々な活動を行う市民団体による情報発信を支援し、情報の共有を促進します。
- 「地域ITリーダー」を中心に、地域コミュニティにおいて情報化に取り組む活動拠点づくりを進めます。

② ITを活用した企業活動の支援

- 市内中小企業がIT*を活用していけるよう、支援に努めます。また、関係団体と連携しながら、ITを活用した商業振興や農業振興を進めます。
- 情報関連産業の誘致や育成に向けた支援に努め、情報産業の拠点形成を目指します。

③ 情報通信ネットワークの環境整備

- 下水道暗渠空間などの民間事業者利用の環境整備を進め、地域の情報通信基盤の整備を促進します。

(3) 電子市役所の構築

- 市民が各種の申請・手続きをいつでもどこでも行えるとともに、行政情報も迅速に入手できるよう、ITを活用した行政サービスの向上を図ります。
- 庁内の情報システムの高度化を図るとともに、国・県などの情報システムとの相互接続により、行政事務の効率化や質の向上を図ります。
- 市民との意見交換や情報の共有に向けて、情報システムの双方向性を活用したシステムづくりを進めます。
- 常に安全で信頼性のある電子市役所*のサービスを提供するため、個人情報の保護に万全を期すとともに、安全対策を推進します。